

上牧町手話言語条例 解説

言語は、お互いの感情をわかり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は音声言語である日本語とは異なる言語であり、手や指、体などの動きや顔の表情を使って視覚的に表現する独自の文法体系を持つ言語として、ろう者の中で大切に育まれてきました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められず、使用できる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

このような状況の中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話は言語であると位置づけられたため、手話に対する正しい理解を深め、手話を使用しやすい環境を整えていくことが求められています。

上牧町は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる町を目指し、この条例を制定します。

【解説】

手話は、耳が聞こえない、聞こえづらい人が意思疎通を伝え合う言葉として、大切に育まれてきました。この手話が、音声の聞き取りや発声に障がいのない人が意識せず使用している音声言語と同様の言語として「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」で位置づけられ、手話に対する正しい理解を深めることや、手話を使用しやすい環境の整備が求められています。このようなことから、言語である手話の使いやすい環境をつくり、聞こえない人の生活・日常・手話言語を深く理解して、地域で支え合い、手話を使用する人も安心して暮らすことができるぬくもりあるまちづくりを実現するため、条例を制定することとしております。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって全ての町民が互いに理解し合い共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

【解説】

この条例の目的を、手話が言語であることを認識し、町民や事業者のかたに手話への理解促進と普及を図り、手話を使いやすい環境をつくることで、手話を使用する町民が、あらゆる分野の活動に参加して交流することができ、地域において思いやりとぬくもりを感じながら、安心して暮らすことができる地域共生社会を実現することを規定しています。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の言語体系及び歴史的背景を持つ文化的所産であることを理解し、手話を必要とする人が手話という言語により意思疎通を円滑に図る権利を有するという基本的な認識の下に行われなければならない。

【解説】

手話への理解促進と手話の普及は、手話が言語であることと、町民が手話で意思を伝え合う権利を有することを基本として、町民の個性や人格を尊重して行うことを規定しています。

(町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、町民及び事業者に対して手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るとともに、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するものとする。

【解説】

町の責務として、町民や事業者に手話への理解促進と手話の普及を図りながら、手話を使用しやすい環境づくりへの取り組みを推進することを規定しています。

(町民の役割)

第4条 町民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供及び手話を必要とする人が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

【解説】

町民（手話を使用する町民を含む）及び事業者の役割として、自ら手話への理解と関心を深め、町の取り組みに協力するよう努めることを規定しています。

(施策の推進)

第6条 町は、次に掲げる施策について総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話を理解するための機会の提供に関する施策
- (2) 手話の普及及び啓発に関する施策
- (3) 手話により意思の疎通ができる環境の整備に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

2 町は、前項に規定する施策について、障がい者のための施策に関する町の計画と調和を保ちながら推進するものとする。

3 町は、第1項に規定する施策の実施に当たっては、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けながら推進していくものとする。

【解説】

手話の普及や啓発等の施策について、目的を達成するために必要な具体的な方針を作成することを規定しています。取り組み方針は、障がい者に関する町の計画等との調和がとれたものであること、また施策の推進事項の作成や変更、評価等を行う時は、ろう者、手話通訳者、その他関係者等の意見を反映させるため、協議の場を設けて推進する仕組みをつくることを規定しています。

(災害時の対応)

第7条 町は、災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及び意思疎通の支援について必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

町は、災害時において、手話を必要とする人に対する情報の提供や意思疎通の支援を行うため、平時からの備えに関する取り組みを含め、必要な措置を講ずることを規定しています。

(財政上の措置)

第8条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

町は、施策を推進する際に必要となる予算の措置に努めることを規定しています。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】

条例の施行に関し必要なことは、町長がこの条例とは別に定めることを規定しています。